

**【別表5】 外国人留学生における法人による連帯保証の取扱い（特例）**

**1 連帯保証人について**

介護福祉士養成施設等に修学する外国人留学生に限り、個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、特例として法人による連帯保証を認めるものとする。

※連帯保証人（個人）の場合の取扱いは通常と同様とする。

**2 法人保証の要件**

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

(1) 次のいずれかの法人であること

- ① 貸付申請者が入学する介護福祉士養成施設等を運営する法人
- ② 貸付申請者の就労予定先又は借受人の就労先が、介護等業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人
- ③ その他、県社協が認める法人

(2) 保証能力を有する法人であること

複数の貸付の連帯保証人となることを可能とするが、連帯保証額を上回る預貯金を有していること

(3) 連帯保証人になることについて、法人内で承認されていること

**※ 留意事項**

※1 連帯保証人となる法人は、貸付申請者が所定期間介護等業務に従事して返還免除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係であること。

※2 連帯保証人となる法人は、貸付申請者の退学・卒業、退職等により、貸付申請者との関係が変化したり、関係がなくなった場合においても、連帯保証人としての責務を負うものとする。

※3 貸付申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに県社協に申出するとともに、その承認を受けること。

**3 申請時期及び申請方法**

貸付申請者は、各年度において会長が指定する期日までに、養成施設等を経由して申請する。

**4 申請書類**

(1) 必要書類

必要書類	留意事項等
① 介護福祉士等修学資金貸付申請書（法人保証用）	専用の貸付申請書で申請してください。（希望者に個別に配布します。）
② 養成施設等の長の推薦書（第1-③号様式）	
③ 世帯全員の住民票の写し（申請日から3カ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの） ※ 「国籍・地域」「中长期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」の記載ありのもの	貸付申請時に他県で住民登録している場合は申請時の住民票を提出してください。なお、新潟県に住民登録後、改めて住民票を提出していただきます。
④ 貸付申請者の収入を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し。これにできない場合は、市町村の所得証明書、給与明細書（直近3カ月）等）	
⑤ 法人の登記事項証明書の写し	発行後3カ月以内のもの
⑥ 直近2カ年の決算書の写し（総括分のみ） ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書	連帯保証額を担保する預貯金、積立金部分に印を付す
⑦ 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類 ・内部規定や定款 ・理事会や取締役会等の議事録の写し	

(2) その他必要書類

介護福祉士養成施設等の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者は、離職したことを証明する書類

※上記以外の取扱いは通常と同様とします。